

#### 4. 農業法改正

##### 4.1. 概要

農業政策の方向と基準を規定する農業法 (LEI AGRÍCOLA) は、コロンビア政府の陸産部と国会の特別委員会に於いて検討が繰り返されてきたが、去年 90 年 12 月法律第 4086/89 として提案されたこの新農業法原案は、上下両院を通過し、大統領の批准を受ける段階に持ち込まれた。

この農業法原案の原案は、全 23 章 109 条より成るもので、次の内容となっている。

- |                          |              |                  |
|--------------------------|--------------|------------------|
| 1) 基本原則                  | 2) 制度上の組織    | 3) 農業企画          |
| 4) 農業調査                  | 5) 技術指導の普及   | 6) 環境保護及び天然資源の保全 |
| 7) 農牧病虫害対策               | 8) 農業情報      | 9) 生産、販売、供給及び貯蔵  |
| 10) 農業生産者の定着、農地及びその社会的機能 | 11) 協同組合活動   | 12) 公共投資         |
| 13) 農業融資                 | 14) 土地購入融資   | 15) 農業保険         |
| 16) 農牧活動に対する保証           | 17) 租税及び税務恩典 | 18) 国家農牧所給基金     |
| 19) 灌漑及び排水               | 20) 農林経営     | 21) 農村電化         |
| 22) 農業の機械化               | 23) その他事項    |                  |

以上の内容を概観すると、第 1 章の基本原則では、農業政策の基本とする方向を定め、その最終目的と生産性の向上を旨とし、農業生産の増大により、食糧の潤沢な供給を図り、経済性のある農業活動を通じて地域格差の縮小と、環境の保全を図り、生産者及び消費者を保護することとしている。

農業政策を推進する機関については、新たに農業政策審議会を設置し、農業政策の中心機関として審議決定権を与えることとしたのが、本農業法の大きな特徴の一つである。又、そのメンバーは、民間及び州の代表を多数参加させて従来の中央集権の制度を排除し、審議会の議長を農務大臣とすることにより、農務省の政策決定に対する権限を強め、逆に経済省関係では、省の代表 1 名とブラジル銀行代表 1 名の出席に止めて農業政策面における経済省の権限を抑える形となっている。

農業企画、調査及び普及業務については、それぞれ第 3、4、5 章に於いて、ふた年度別計画及び多年度計画のもとに総合計画を規定し、農業生産供給計画を立て、調査分野では、従来通り EMBRAPA (ブラジル農牧研究公社) を中心として調査を継ぎ、方針を

打ち進めており、農牧関係の調査と合せてエコロジーに関する調査を加えているのが新しい特徴となっている。生産性の向上を図り、国際競争力の強化と収量率の調査の目的とされている。

とくに環境保全の問題については第6章において取扱っており、政府の環境保護当局による環境システムの保全、砂漠化の防止、森林の再生、天然資源の保護がとられている。

病虫害対策は、従来の形態が継続されるが、年度別、多年度計画による根本的は対策が求められる。

農業情報も特別の1章として取扱われており、作付や収穫状況に関する情報を取りまとめ、市場価格及び輸出入価格の推移、作物の需給バランス、生産コスト、気象統計、国際市場における生産在庫状況等についての情報を広報することを規定している。又この章の中では、政府が行なう価格調整在庫の場所と量に関する裁量権と行っているが、戦略的意味に於いて不適当とする批判を受けた内容である。

生産、販売、供給及び貯蔵を規定した第7章は、国内の農産物市場の安定を図る政府在庫の形成を主体とし、その数量の決定を国家農業政策審議会に委ねることとしている。

又食糧の国内供給が重大な危機にさらされる場合、民間在庫の接収が認められることを規定した第31条第4項は、民間部門に大きな反響を与え、批判の対象とされた。

この章では又最低価格保証制度における価格を全国画一としたが、これは、現政府が90年8月に実施した地域別最低価格の決定に反する決定であり、農務省、経済省を中心とした政府内部の批判を受けている。

協同組合対策については、従来と同様に税務上、融資上の特典を与えてその育成を図る方針である。

農業政策の中心となる農業融資に関しては、今後の金融機関の農業者に差別なく融資を行なうことを規定し、生産、加工、貯蔵、アグロビジネスに対する投資、生産性の向上、土壌の保全、環境保全、農村住宅の建築及び補修、農地の購入、森林活動、漁業活動等を融資の対象としている。融資政策の中の新しい試みとしては農業融資による債務額と融資時々の最低価格で対象作物の量に換算し、融資の返済の場合は、その量とその時々の最低価格で金額に換算する方法を導入したことである。恒常化したインフレ調整の換算方法といえる。

農業保険や農業活動に対する保証 (PROAGRO) は、従来の様式を継続して天災や不  
埒の災害による被害より農業者を保護し、租税面では、協同組合活動に対する莫大  
の供与、農業開発のために購入する機械器具の工業製品税や商品流通税の免除  
アマゾン地帯に対しては、天然の資源やセラト地帯で行われる生産活動へのインセン  
チブを考へられている。マト・グロソ州のバ・ダナル (大沼地) 地帯の場合も同様である。

以上の農業開発のための基金としては、国家農政開発基金を改定し、国家農業政策審  
議会がこれを管理し、国家農業開発プログラムで計画される農業政策実施のための資  
金源とされる。

新農業法の中では、灌漑及び排水の特別項目として扱っており、全国にわたって灌漑  
及び排水プロジェクトを優先的に取扱うことを明らかなとしている。この地帯は、従来の建設  
農業の機械化、農具電化も新農業政策における優先事項である。

#### 大統領による原案の一部否認

国会を通過した農業法案の大統領による批准の期限とされた 91 年 1 月 15 日、政府  
は、大統領権限により一部を否認することにより原案を認める旨の発表を行った。政府が  
特に問題としたのは、農業政策の中心を民間、州政府の大中層参加による農業  
政策審議会としたこと、農務省の発言権を強化し、経済省の権限を極度に弱めた  
ことにある。国家予算を握る経済省の影響力が弱まることは、農業界への資金投入  
の面に大きな変遷を来すものとして、農業界代表の間にも憂慮されたことであるが、こ  
の点については、大統領の決定も明らかな形を示しておらず、農業政策の権限を原案以  
下に抑えることに終っている。

大統領による原案否認の主要点は、次の通りである。

#### ・ 農業政策審議会について

法案原案では、今後の農業政策の策定に際し、各省、州政府及び民間代表よりなり、  
農務大臣を議長とする農業政策審議会に大中の権限を与えていたが、その権限を大  
中に削減した。これは、セリア経済相とカブレラ農相の意見のもと審議会に与えよう  
とする審議決定権と、農業政策の推進機関となる権限を削除したものであるが、この地帯

議会メンバーの構成も州政府の参加を減らし中央政府代表が大多数を占める形案としていた。この結果農業政策審議会もまた咨問機関に止まり、農業政策の推進体として役割は削除された。

#### ・ 農政病虫害防除

この章は全面的に削除、農務大臣によると農政部門の防除対策は農業法系原案の内容よりもはるかにきついのとしなければならぬというのが原案削除の理由とされている。

#### ・ 農業情報

原案の大部分は残されたが、政府としては“地域別、種類別に分類した政府スタッフに関する情報を定期的に公表する”規定に疑問を投げ、戦略的意味について公表することは妥当でないとの結論のもとにこの部分を削除した。

#### ・ 最低保証価格

最低保証価格を全国画一と定めたい条を削除、政府としては2月に実施した農業政策を継続し、地域別による最低価格設定の方法を变えたい意向である。

#### ・ 農業所有地

農業者の所有地とその社会的機能を示した第10章は全面的に削除、政府としては農地改革に関する特許法を制定し、この中に本件を入れる考えである。

#### ・ 協同組合

第46条の協同組合やその他、合同組織の一部が行なう事業に対する税務上融資上の恩恵供与に関する項目を削除した。

#### ・ 農業融資

第51条の融資額を生産物の量に換算するシステムの導入を阻む新しい試みも実施不能の事態を生じる可能性があると削除、この種の方法の導入は野村尚平との政府意見である。政府としては当面小農業者に対してのみこの方法を適用したい意向である。

又銀行の予金額の30%を農業融資に回すことを定める条項も削除、農務省としては預金総額ではなく、当座予金残高の30%を収獲時期の融資に、又収穫期には、これを10%に減すか無理のない線である。

・ 土地に関する融資

土地の購入に対する融資を規定したオ14章は全面的に削除された。本件は農業改革に関する法律で規制されることになる。

・ 農業保険

農業保険の規制を国家農業政策審議会に委ねる条項(オ57条)を削除、又 農牧労働保証プログラム(PROAGRO)に基準作成審議会(CONAPRO)を設置する条も削除した。しかしその代りにしても政府は従来と同様に PROAGRO を継続する意向であり、従来農業融資及び農業保険を受けたい農業者にとってこれと拡大しない意向である。

・ 租税

この章も全面的に削除。カブレラ農相は租税に関する規則を合意しない場合、法は大幅な持戻ることになるとの見で租税の項目を農業法案に残すことを主張していたが、租税の問題は補正令で決定すべきものであり、本法の中で取扱うべきではないという政府内部の意見が多数を占め、削除が決まった。政府は、近く農牧部内に関する租税と税務恩恵に関する特別令を発令する予定である。

・ 農牧開発基金

農牧基金の設置は、結局 フラメン銀行の資金を使用することになるとの考えから、これを削除した。

これらの他、農産物の格付けの権限を政府の専用とする案についても排除し、民間部門に許可を与えて、この分野に参加させるのが新しい指導方針となっている。

カブレラ農相としては、この他、オ18条に示される国道周辺土地を植林のために保留する条件についても変更しない意向といわれる。これらの土地は農林労働者にとって食糧生産に当てられるべきであるというのが農相の考えである。

大統領による原案の否認案及び新しく政府が発令する暫定令は国会において再び審議される。この大統領案否決のためには、上下院の3分の2以上の賛同を得る必要があり、これは事実上困難とみられている。又大統領否認案発議のあと30日以内<sup>内</sup>に審議が終了しない場合、農業法は大統領案により自動的に効力を発することになる。

上下院を通過し、大統領批准に回付される農業法原案は次の通りである。

7.2 90年末、上下両院を通過した農業法の概要。

## I 基本原則

1. 農業法は、農業政策の基本を規定し、農業関係機関の業務目的と権限を規定したものである。又、予算を規定し、農牧生産活動、アグロインダストリー、漁業、及び森林活動に関する政策の方向をも定める。

なお、この法にいう農業活動とは、農業牧畜、漁業及び林業部門における生産物、副産物の生産、加工及び販売、サービスの提供、資材の生産販売を指す。

2. 農業政策は、次の事項の上において設定される。

1) 農業活動は、天然資源の物理的、化学的及び生物学的プロセスを合併、公共の利益という基本に立ち、農場の社会的、経済的機能を履行する。

2) 農業部門は、次の分野において構成される。生産、資材、アグロインダストリー、販売、供給。これらはそれぞれ政策と、市場の要求に応じて変化する。

3) 農業活動も経済活動分野の一つとして、他の経済部門に依存する利益が求められる。

4) 食糧の適切な供給は、社会の安定、公共秩序及び社会開発のプロセスを保護するための基本的な条件である。

5) 農業生産は、土地の所有構造、気象条件、インフラストラクチャー、経営者の能力、技術レベル、及び社会、経済条件、文化水準のそれぞれ異なる各農場において異なる。

6) 農業開発プロセスの中では、農村地域で働くものに対する基本的なサービス（健康、教育、治安、輸送、電化、通信、住居、基礎衛生、娯楽、等）が提供されるべきでない。

3. 農業政策の目的

1) 憲法第174条の規定に従い、国は農業生産の増大と生産性の向上及び適度な食糧供給を図り、農業活動の振興を通じて地域格差の縮小を図る。又公共機関、民間部門の指針となる企画を行なう。

2) 農業に関連する部門が中期的、長期的計画で投資を行ない得る態勢を作り、農業部門の不確定要素を排除する。

- 3) 農業の経済的、社会的機能の遂行に影響する障害を除く。
- 4) 環境を保全し、天然資源の有効利用及び回復を図る。
- 5) 余剰農産物の輸出と国内市場への供給の両立させ、消費者と国内生産者の保護を図る。
- 6) 農業部門に対する公共後援政策の地方分散化を図り、各州及び郡が地域の必要性に応じた政策を実施するよう責任を付与する。
- 7) 農業政策と農地改革を平行してすすみ、新規入植者に対し、生産システムへの参加に対する後助を行はう。
- 8) 公共及び民間における農業用の科学及び技術の開発を振興する。
- 9) プラントル農業の方向と決定するに当り、農林部内の代表を参加させる。
- 10) 小農業者及びその家族を優先して農村生活者への制度上の後助。
- 11) 生産地帯におけるアグロインダストリーの振興。
- 12) 国内供給を阻害せず、国内消費者と生産者の利益を守ることを条件として農産物市場の開放。

4. 農業政策は、次の事項を含む

- 1) 農業企画
- 2) 農業技術調査
- 3) 技術指導及び普及業務
- 4) 環境保護 天然資源の保存と回復
- 5) 農獣病虫害対策
- 6) 農業情報
- 7) 生産、販売供給及び貯蔵
- 8) 協同組合活動
- 9) 農村教育、技術者の育成
- 10) 公共及び民間投資の促進
- 11) 農業融資
- 12) 農牧生産活動に対する保証

- 13) 農業保険
- 14) 租税, 税務上の恩恵供与
- 15) 灌溉 及び 排水
- 16) 農村住宅の建設
- 17) 農村電化
- 18) 農業の機械化
- 19) 工業制度に対する融資

## II 制度上の組織

5. 農務農地改革省管下に国家農業政策審議会 (CNPA) を置く。同審議会は次の権限を持つ。

- 1) 農業政策の遂行状況, とくにその目的の履行状況 及び 資金の使用方法を適切に行われているかを監視する。
- 2) 農業政策の優先事項を決定する。
- 3) 農年計画の作成を指導する。
- 4) 農業政策の調整 及び 変更を提案する。
- 5) 農産品を含む取引に対し, 商品取引所の稼働に適用出来る規則を完成する。
- 6) 農業活動に関連する経済社会環境の情報を分析するシステムを改良する。

5.1 国家農業政策審議会 (CNPA) は, 次のメンバーにより構成される。

経済企画省 代表	1名	ブラジル銀行 代表	1名
全国農業者連盟代表	2名	全国農業労働者連盟代表	2名
農牧部門に關係する全国協同組合組織 代表	2名		
国家消費者保護局 代表	1名	環境局 代表	1名
地域別務局 代表	1名	農務農地改革省 代表	3名
基幹事業省 代表	1名	民間経済部門 代表	2名
各地域を代表する州の農務局 代表	5名		

5.2. CNPA は, 農務農地改革大臣が主催し, 国会を代表して下院の農業委員会



・ 上院の経済問題委員会の代表が参加する。

5.3 CNPAは、事務局を持ち、その部局は生産、賞状、販売、貯蔵、輸送、融資、保険  
その他農林活動部門によって構成される。

5.4 各部門は農務農地改革省が定める基準に基づいて設置される。人員及び各  
部門の権限は、CNPAの内規によって定められる。

5.5 CNPAの内規は、農務農地改革大臣が決定する。

5.6 CNPAは、同様の目的を持つ各州、各市の農業政策審議会を統轄する。

5.7 5.1の中、民間経済部門代表 2名の任期は、2年間とし、再選は出来ない。又、  
CNPAメンバーの大多数の賛成がある場合、任期中途中で解任することになり得る。

5.8 各地域を代表する州農務局代表の任期は、2年間とし、再選は出来ない。  
代表となる州も交替する方法がとられる。

6. 農業部門に対する政府の行動は、次の通り規制される。

1) 農務農地改革省は、その中心機関として指導方針を作成し、CNPAの意見にもとづ  
き国家予算を各実務機関に配布する。

2) 各州の直接又は間接の管理部門には、農業活動の企画、実行、監督、及び分  
析の権限が与えられる。

7. 憲法による自治権を尊重し、州、郡の農業開発と国としての農業開発が重複  
することのないよう調整する。

### III 農業企画について

8. 農業部門に対する企画は、憲法第174条にもとづき、多年度、農業開発計画  
各農年計画、年度実施計画等を各部門の参加により民主的方法で設定する。

1) 多年度、農業開発プランは、各州のプランとつぎ合わせて農務農地改革省に  
よって作成され、国家農業政策審議会への審査を受け国会に提出される。

2) 農務農地改革省は、州、郡と共に多年度計画の監督を行ない、農業政策審議  
会の評価を受ける。

3) 各農年計画及び多年度計画には、その水と水質の供給状況、在庫形成及び輸

出等に依りて地域別の特性が考慮される。

- 4) 各プランには、生産活動の統括、農業部門の改革、他の経済部門との統合が  
含まれるべきでない。
9. 農務、農地改革省は各州政府に別送する農業企画活動を全国的に統括する。
10. 農業企画に別政府は次の事項を行なう。
  - 1) 農業部門と他の経済部門との統合
  - 2) 農業部門の活動に関するデータ等を常に最新のものとする。

#### IV. 農業調査について

11. 農業調査には EMBRAPA (ブラジル農牧研究公社) が統括する調査システムに  
よって作成され CNPA が承認した年度別調査、及び多年度調査が含まれるものとする。  
農務農地改革省は EMBRAPA の管下、各州及び郡の公共及び民間部門、大  
学及び農協等を含めた全国農牧調査システム (SNPS) を設置する権限を有する。
12. 農業調査は、次の事項を前提とせねばならない。
  - 1) 農業生産者、農村社会及びアグロインダストリーに対する技術指導及び普及事業の  
一環となるものでなければならぬ。各生産部門の経済社会条件を勘案し、各  
種のエコロジー・システムに適合する調査でなければならぬ。
  - 2) 自然の環境システムの中で生産される遺伝物質の改良を優先する調査でな  
ければならぬ。
  - 3) 小農業者の向上を旨とした農業技術の開発を優先し、基礎食糧及びこれ  
ら農業者が用いる農業機械類の開発に重点を置く。
  - 4) 地域特性を觀察し、健康と環境の保存を尊重し、家畜及び植物衛生技  
術の向上を図る。
13. 法的的に禁止されていない場合、遺伝物質の輸入を許可する。
14. 先端技術の開発を旨とした科学及び技術開発プログラムは、ブラジル農業に  
国際市場への競争力を与え技術的自立を保證し得るものとするため優先的の取  
扱いを受けるべきである。

V. 技術指導及び普及業務について

15. 技術指導とその普及業務は農務基地改革院の統轄下にあり公共又は民間の技術指導普及機関が作成し、国家農業政策委員会承認を経て年度別、及び多年展計画に従い実施される。
16. 技術指導及び普及業務は、土地所有の有無にかかわらず、生産者、その家族、及びその団体と共に、その生産、加工、貯蔵、販売、電化、福祉、環境等にかかわる問題の解決方法を求めることにある。
17. 公共部門は政府又は民間部門と互便することなく、技術援助及び普及業務の公共サービスを経営し、次の目的に従い小農業者及びその組合に無料でサービスを提供することと保証する。
  - 1) 農業経済、天然資源の保存、農村生活環境の改善に必要とする技術の決定。
  - 2) 農業生産者の参加と組織作りを振興し援助する。
  - 3) 調査研究機関や生産者と共に代替し得る技術を明らかにする。
  - 4) 農業生産、販売、供給、アグロインダストリー各分野における情報の広報。
18. 技術援助及び普及業務は、農業調査、農業生産者、その団体、及び農村社会を統合させるために役立つものとする。

VI 環境保護及び天然資源の保全

19. 政府は次の事項を義務とする。
  - 1) 環境保護及び天然資源の保全に於ける各州の業務を統轄する。
  - 2) 土地、河川の合理的利用と野生動植物の保護を監督し、規程を作成する。
  - 3) 各生産活動や水力発電所の建設の規律のもとに行なうよう、環境上、農業上の地域に画を行なう。
  - 4) 砂漠化している地域の回復を図る。
  - 5) 公式又は水公式に住民に対し、環境に関する教育を行なう。
  - 6) 天然植物の種苗生産を奨励する。
  - 7) 水源地の保全を奨励するプログラムを設置、家畜の排泄物を利用して肥料の生産

を要する。

天然資源の保存と有効利用は、地主、借地人、占有者、農地改革にもとづく入植者のすべてに責任でもある。

20. 河川流域盆地は、天然資源の利用、保全、及び回復計画の基礎的の単位となる。
21. 政府は、植林及び再植林のプログラムに対し、インセンティブを与之ねなければならない。
22. 政府による農業部門へのサービスの提供及び資金の供与は、天然資源の保存と前提条件としてのみで行われなければならない。
23. 貯水池を経済的目的で利用する企業及び電力会社は、事業の結果生じる環境の変化に対する責任を持ち、影響地帯における環境条件の回復について責任を持つものとする。
24. 木炭、薪、木材及びセルローズを利用する工業は、利用後に天然林を当局の判断により技術的に推奨される森林に復旧する責任を持つ。各州は、この件に関する法律を制定することか出来る。
25. 関係当局は、河川、湖、及び海に生息する魚類その他の生物の飼育活動を奨励するプログラムを制定し、その供給量の増加上、これらの種族の保存を奨励することとする。
26. 環境と天然資源の保護対策のため関係当局は、単年度計画、及び多年度計画を策定する。

#### VII 農牧病虫害対策

27. 農務農地改革者は、農業政策審議会 (CNPA) の指導方針に従い、各州との連絡のもとに次の目的をもつて国内全土にわたり農牧部門の病虫害対策を実施する。
  - 1) 家畜の病原菌、植物の害虫、及び病害を予防、管理し、絶滅を要する。
  - 2) 農産物、及び畜産物製品、農牧生産資材、及び生産者の施設を危険、検査する。
  - 3) ラボラトリーでの検査方法を決定する。
  - 4) 品質基準、取扱条件、畜産物、農産物、及びその副産物の使用条件を決定する。
  - 5) 農牧産品の格付基準を決定する。
  - 6) 取扱い畜産物、及び農産物、その副産物を格付し、検査する。

- 27. 家畜の疫病、植物衛生上の検査を継続し、その基準を決定する。
- 28. 合成着色剤、芳香剤、甘味剤の使用基準を決定する。
- 29. 農務・農地改革省は、国家農業政策委員会が判断により必要を認める場合、畜産物、農産物及び農牧生産資材に認可証を発行し、登録登録料を賦課することから出来る。又各州は、上記製品の内販売に関する基準を作成することから出来る。
- 29. 農務農地改革省管下の農牧病虫害対策当局は、同対策について年度別及び多年度計画を決定する。

VIII 農業情報

- 30. 農務農地改革省は、各州より集収したものと合せて次の情報を広報する。
  - 1) 国内全州(州、直轄領、直轄区の手へてを指す)の耕作、面積、収穫面積、及び単収予想。
  - 2) 全州にわたる生産者買取価格及び支払価格、卸市場価格及び小売市場価格の統計。
  - 3) 輸出価格(FOB)、同輸出価格の国内製地方渡しの価格、この中ではとくに消費税を明らかにする。
  - 4) 輸入価格(CIF)、国内製地方到着価格。
  - 5) 各段階における需給バランス。
 

1) 期首在庫	2) 総生産量	3) 総供給量	4) リザーブ
5) 損失量	6) 消費量	7) 余剰量	8) 輸出品
9) 輸入量	10) 期末在庫		
  - 6) 農業生産コスト
  - 7) 政府の市場価格調整在庫量(作物別、種類別及びその貯蔵場所を明らかにする)
  - 8) 政府スタッフの貯蔵コスト推定
  - 9) 農業気象統計。
  - 10) 農業政策に導入される各種のデータ、特別プログラムに係るデータ。
  - 11) 世界の主要農産物生産及び在庫状況。

12) 貯蔵に関するデータ

1) 進行中の調査及びすでに結論が出ている調査の公表

農務兼地改革省は農作物の在庫データについて、国内及び例外市場に関する詳細な研究分析を行ない、その結果を即時、オーストラリア政府や関係国に伝達する。

IX 生産、販売、供給及び貯蔵について

31. 政府当局は国内の食糧供給を確保し市場価格を調整するため戦略的に在庫を国内の適当な地域に貯蔵する。

1) 市場価格調整のために政府在庫は基礎作物を優先する。

2) 国家農業政策審議会は、毎年農務兼地改革省の提案に基づき、各作物別の最少限の在庫量を決定する。

3) 市場価格調整在庫とする作物は、優先的に中小農業者から結成する農業協同組合より購入する。

4) 政府は国内供給に重大な危機を迎える場合、国家農業政策審議会の承認のもとに当該作物の接收を行なうことができる。

5) これら政府ストックの放出は、民間市場への政府介入を最少限に止めようとする原則の中で定められ、基準に従わなければならない。その基準は、あらかじめ一般に周知させ、その価格は最近の生産コストと過去平均の単収より算出された生産者の実質利益が保証されるもので行われなければならない。

32. 全国的に統一される最低価格は、作物の生産コストを基準とし、食糧及び原料作物の国内供給政策に応じ、少なくとも播種期の60日前に発表し収穫まで実質価格を維持するよう名目価格の調整が続けられる。

33. 各作物の最低保証価格は農務兼地改革省が提案し、国家農業政策審議会の承認を得て決定される。

1) 最低価格保証制度に含まれる作物は、各州の提案に基づき国家農業政策審議会が決定する。

2) 最低価格の保証は、政府の買上げ又は、政府融資の形で行われる。

33. 基礎食糧は、最低価格保証制度の中で優先的取扱いを受ける。
34. 政府の在庫は、市場価格が、国家農業政策審議会により設定された政府の市場介入価格を越した時に行われる。
35. 政府在庫の取扱は、各地の穀物取引所における競売又は直接の公共入札により行われる。
36. 政府当局は、貯蔵、加工、包装条件の改良、農場における収穫物の損失を減少させる制度を設ける。
37. 国内全土にわたり、国内消費及び海外輸出向け畜産物及び農産物の格付、検査制度を継続する。
38. 国内供給のために必要とする食糧品の輸入は、国家農業政策審議会が全国の農業団体の意見を参考として設定した基準に従い、又、他国との協定にもとづき輸入を含め、民間部門により優先的に行われる。
39. 国内市場で取扱される輸入品の価格は、輸入関税を課税したあとの価格が政府在庫の放出条件として定められている政府の市場介入価格に等しいものとする。
40. 競争を生じ得る政府在庫補充のための輸入は、中央政府が直接行なう。
41. 国内市場への供給が複雑に行なわれている場合、農産物の輸出は自由に行なうことが出来る。
42. 国内市場への供給は、民間部門の自由なイニシアチブにより行なわれる。政府は、民間による供給に不足が生じる場合のみ市場に介入する。
43. 農牧業地改革省は、国家農業政策審議会決定事項の実施機関として、各州の農務局と協議の上、国内全体における農産物の生産、取扱、供給、及び貯蔵を管理する。
44. 農産物の貯蔵倉庫は、国の倉庫台帳に登録されるのを義務とする。

X. 農業生産者、農地 及び その社会的機能について

43. 本法のため農業生産者とは、探奪的でない農業を行なうものをいい、又、小農業者とは、土地所有の有無にかかわらず自己又はその家族の労働によって農業を営み、随時一時的労働者として他に雇用されるものという。
44. 本法のため小農地とは、家族労働が主体となる農場で、他の労働力の雇用は、年間特定の時期のみに限られ、その面積が3モドロ(注: MODULO 地域別面積単位)を超えないものとする。

XI 協同組合組織

45. 政府は、次の方法により、農業生産者の協同組合、シンジケート、共同管理組織等の団体を組織することを奨励し、援助する。
  - 1) 初等、中等教育課程に協同組合に関する教科を含める。
  - 2) 農村地帯の住民に対し、協同組合に関する法規組合作成の方法を指導し、組合結成を促進する。
  - 3) 雇用機会の増大、農村労働者と都市労働者の統合拡大の1つの方法としての協同組合の結成を促進する。
  - 4) 生産、消費、販売、信用 及び 労働の各共同体の統合を図る。
  - 5) アグロインテグレーションの設置。政府の援助は、インドグループ、老練農民、探奪的でない農業活動に従事するものに対しても広げられる。
46. 次の状況にある協同組合 及び その共同体に対し、税務上、融資上の恩恵が与えられる。
  - 1) 組合員の最少限 3名が小農業者の場合。
  - 2) 中、小農業者が売上中の50%以上を占める場合。
  - 3) 植民計画地帯 及び 公共かんがい地帯に入植した生産者が結成する組合。
  - 4) 農業調査 及び 技術の向上に対する資金の投下を行っている場合。
  - 5) 環境保全に対する資金の投下を行っている場合。



- 4) アグロインダストリー設置に対して資金の抵下を行っている場合。

## XII 公共投資について

- 47. 政府は、農村社会の福祉を目的として次の事項を行なわなければならない。  
ダム、堰、弁門、かんがい計画に於ける堤防、水門、水路の修正、水浸地帯の排水、  
共同倉庫、生産物取引市場、道路、学校及び診療所、電力、通信、基礎衛生、排水  
施設。

## XIII 農業融資

- 48. 農村活動への資金援助を目的とした農業融資は、すべての金融機関に均等義務的に区別なく行なわれなければならない。農業融資は、次の目的で行なわれる。
  - 1) 農業生産、採育的でない採集、貯蔵加工、農家生産者又はその協同組合により行なわれるアグロインダストリーの設置に対する投資を奨励する
  - 2) 農業生産、採育的でない採集の生産者、農産物の販売に必要な資金の過期に援助する。
  - 3) 生産性の向上、農村における生活水準の改善、土壌の保全及び環境保全を目的とした生産システムの合理的導入に必要な資金を援助する。
  - 4) 農地内及び小村落における住宅の建設、補修に必要な資金を援助する。
  - 5) 農地購入融資の方法を通じて、小農業者、占有者、借地農、及び農村労働者による農地の購入に必要な資金の援助。
  - 6) 森林活動及び漁業活動の振興に必要な資金の援助。
- 49. 農業融資の受益者は採育的でない農業生産者、当局の保護下にあるインストラ、農業生産者のカテゴリーには入らないが次の事業に従事するものとする。
  - 1) 検査済み又は証明済種子種苗の生産者。 2) 人工授精用精液生産に従事する生産者。 3) 販売を目的とした養蚕漁業及び養蚕生産者。 4) 森林活動に従事する生産者。
- 50. 農業融資の供与は、次の事項を前提とする。

- 1) 融資を受ける資格の判定、 2) 融資側による検査、 3) 生産者への直接融資又は  
公式及び非公式団体又は、協同組合組織を経由した融資、 4) 作物の生産周期及び  
金融機関側の融資能力に依りて資金の解除、 5) 生産者の特殊性、通常の収獲時期  
に依りて返済期限及び返済時期の決定。

なお、小農業者に対しては土地所有の有無にかかわらず必要資金の全額が融資される  
ことが保証される。この外、マイクロリーに依りて生産者に対しては、農業開発の内容に  
依りてそれと並ぶ、パーセンテージによる自己資金の支出が求められる。又、融資の  
承認にあたりては、常に農業-環境の問題が考慮される。

51. 最低価格保証制度下にある作物及び政府の管理下にある作物に対し、借手側の  
希望により農業融資負債額の元本と相当量の作物の量に換算する利息を設定する。

1) 本法の目的のため、「相当量の作物の量」とは、契約日における融資額を同現在の最低  
保証価格又は政府の管理価格で除して得られる作物の量をいう。

2) 作物の量に換算された負債は、支払期日における最低価格又は政府の管理価格  
に作物量を乗じて得られる金額を元本とし、これに契約にかかわる諸掛りを加算した  
金額を負債総額とする。

3) 通貨表示による負債元本と、作物の量に換算した負債元本との間に損失が生じる場  
合、その損失分は国家予算によりて補填される。

52. 政府は農地改革によりて入植した生産者に対し、通常の融資とは異なり、特別融資の  
供与を保障する。

53. 農業融資の基準としては、各州農務局がマイクロリージョン別に、実際の生産コスト  
をカバーするよう作成し、国家農業政策審議会が承認するVBC(生産融資基準額)  
の制度が継続される。

54. 農牧部門の農業融資に対し、随時ありとされる補助に関する基準は、国家農業政策  
委員会が決定し、国家予算に計上される。

#### XIV. 土地購入融資

55. 土地購入融資は、農業者及びその家族によりて開発される土地の購入資金とする。

融資である。

- 1) 土地を所有していない生産者又は、農林労働者に対しては 1ヘクタール以下の面積。
  - 2) すでに土地を所有している農業者が、その面積を拡大するために購入する場合、土地の購入融資にあてられる資金は、FGTS(勤怠期間保証基金)、国家農林開発基金、農地税及び農業に関係する個人又は法人の所得税と源泉とする。
- 又、この規定によって購入された土地は、無償又は、有償で他に貸与することは出来ず、この融資期間中、他に譲渡することも出来ない。

#### XV. 農業保険

56. 次の目的とする農業保険を設定する。

- 1) 固定資産、半固定資産が受ける被害による損害
  - 2) 作物が受ける虫害、病害、及び天然現象による損害
- 森林活動及び漁業活動も本法に定める農業保険の対象となる。

57. 国家農業政策審議会は、次の権限を有す。

- 1) 農業保険運用の基本的基準を設定し、保険金の支払システムを確立する。
- 2) 国家予算に計上される年度別資金支出プログラムを作成する。
- 3) 農業保険を管理する農業保険会社所を設置する。

58. 農業保険証書が、農業保険行為の保証書となる。

#### XVI. 農牧活動に対する保証

59. 1973年12月1日付法令 5767号によって設けられた PROAGRO(農牧活動に対する保証プログラム)は、本法によって規制され、農業生産者を保護するものとする。

- 1) 作物に被害を及ぼす虫害、病害、天災により、その返済を困難とする農業融資の支払義務を免除する。
- 2) 上記の被害による被害を受けた自己資金の保護。

60. PROAGROは、次の資金によって運用される。

- 1) 農業生産者の PROAGRO 掛け金。
- 2) その他 PROAGRO に向けられる資金。

61. 政府は、PROAGROの基準認定審議会(CONAFRO)を設立する。同審議会は、PROAGROの基準を作成し、監督し、分析する。

1) 同審議会は、次のメンバーによって構成される

農務農地改革省 代表 1名、 経済省 代表 1名、 アラレル銀行 代表 1名  
資金特別委員会 議長、 農林団体 代表 3名

2) いかなる場合においても農地税支払未納のもの、又はその負債が記録されているものに対しては、PROAGROの思惑は与えられない。

62. PROAGROの管理は、アラレル銀行によって行われる。

63. アラレル銀行は、次の事項を行う。

1) PROAGROによって徴収される資金の集中管理。

2) 同勘定の余剰資金を農産物の交差融資に投下する。

3) 銀行内の技術陣又は専門会社による損失状況の調査を実施する。

4) その他 CONAFROが決定する事項。

64. PROAGROの管理コストをカバーするアラレル銀行の報酬は、CONAFROによって決められる。

65. PROAGROは次の一部又は全額を補填する。

1) 農業生産費融資

2) 農業生産費に充当される生産者の自己資金

66. 資金特別委員会は、PROAGROにかかわる損失の調査及びその結果による補償金の支出を決定する。

#### XVII 租税及び税務恩恵について

67. 法の効果上、協同組合活動は、商取引とみなされず、したがって法にもとづく税は免除される。

68. 本国において税務上の恩恵や直接又は間接的換興策を受け取った商品の輸入に対しては、その国内着価格が国産類似品と競合する価格水準となる場合、農業政策審議会の決定にもとづき相応の課税が行われる。

69. 生産者が結成する協同組合は、アプロインダストリーを設置し、税務恩恵資金を投

資する優先権が与えられる。

70. 次の場合 税は免除される。

- 1) 農業開発のために購入される農業用機械類の輸入にかかわる工業製品税。
- 2) 農業開発に用いられる肥料、農薬、予防接種用ワクチン、家畜飼料、農業用石灰にかかわる ICM。

71. 基礎的農産物、野菜類、種子、優良品種、予防接種用ワクチンは、特別の取扱いを受ける。

72. 本法の目的に応じ小農業者の向上に関する調査を行ない、その結果を一般に普及させている農業企業、農業生産者による協同組合に対しては、税務上の恩典が与えられる。

73. インセンティブを受け、企業や組合で環境を破壊したものに對して即時恩典供与の中止を行ない、供与済みのインセンティブの返還を義務づける。

74. アマゾン地方における農牧活動に対するインセンティブの供与については、自然草原セラートで行なわれるプロジェクト及び牧場の再生を促すプロジェクトが優先的取扱いを受ける。

75. 次の課税が設けられる。

- 1) マナウス、フリーゾーン、輸出振興地帯、その他 既存又は、設置が予定されている税務恩典供与地域に設置される企業の総売上高の 0.5%

2) この税収入による資金は、これらの地域に居住する小農業者による農業牧畜、漁業、森林活動、及び掠夺的でない採集産業への融資に向けられる。その資金の管理は、国家農業政策審議会に一任される。

76. 憲法第 225 条第 4 項において固有資産とされているパンプナル 及び その周辺地域の全域は、租税上、融資上 特別の取扱いを受け 環境保全、パンプナルの伝統的農業形態の維持を促し、環境問題を破壊することなく、地域経済の開発を促す方法が模じられる。

- 1) パンプナル地方の環境に与える鉱山開発工業の設置を禁止する。

2) この地方で行なわれる森林の伐採や他の環境の変化を促す工事やプロジェクトは、環

境保護の公式機関による調査と許可、国家農業政策審議会の承認を必要とする。

77. 憲法第225条第4項で国有資産として認められているアマゾン森林地帯の全域、大西洋岸森林地帯、海岸小丘及びその周辺地帯は、地産住民により行なわれている伝統的農業を維持し、環境を破壊することなく経済活動を行なうための租税面、融資面で特別の取扱いを受けしものとする。

#### XVIII 国家農業開発基金

78. 次の目的に別国家農業開発基金を設けし。同基金は、国家農業政策審議会が管理する。

- 1) 国家農業開発プラン(PNDA)に計画されている農業政策実施のための資金源とする。
- 2) 国家農業政策審議会が決定する緊急事態に対応するための資金源とする。

79. 本基金は、次により構成される。

- 1) 本基金により行なわれる事業にかかるとる収入。
- 2) 本基金に向けられる国家予算。
- 3) 金融機関が徴収する農業融資利息の10%
- 4) 農業機械、器具及び生産資材輸出税の1%
- 5) 本法制定前に農業部門向けの基金として存在していた資金。
- 6) 農業の工業生産物及び牧畜に用いられる資材生産物の1%
- 7) 連邦税務局が押収した機械、器具、生産物、生産資材の競売により得られる資金。
- 8) 寄付、寄贈による資金。
- 9) 農業用機械、器具、生産資材輸入にかかるとる輸入税収入の10%
- 10) 小農開発にかける資金。
- 11) 外国で獲得される資金。
- 12) 政府が計上するその他の資金。
- 13) 本法第73条に規定する環境を破壊した農業プロジェクトに外資を返還する税務恩恵資金。

20. 国家農政開発基金の資金は、フランクリン銀行に預金され、その管理は国家農業政策審議会が承認する基準に従う。

21. 次の基金を廃止する。

- 1) アグロインダストリー基金、 2) 砂糖キビ生産者連帯基金、 3) 農業生産者融資振興基金、 4) 森林基金、 5) 農業及び工業総合基金、 6) 森林再融資基金、 7) 砂糖キビ工業再生基金、 8) 牧畜開発基金、 9) 森林開発基金
- 以上の基金にかかわる資金は、新設の国家農政開発基金(FNDR)に移管される。

22. 次のものを農業融資の资金来源とする。

- 1) 公共、民間銀行のすべての預金高の30%を下らない金額、 2) 公共振興プログラム資金、 3) 公共、民間銀行が行なう森林貯蓄予金、 4) 外国との協定により導入される資金で特に農業融資のためにリザーブされている資金、 5) 農業信用組合が獲得した資金、 6) 農業融資に關する法令及び基準に違反した金融機関が支払う罰金、 7) 森林、アグロインダストリー及び最低価格政策に對し再取得される資金、 8) 国家予算による資金、 9) 国庫資金、 10) その地政府が決定する資金。

23. 農業保険にかかわる資金源は次のものとする。

- 1) 個人又は法人の農業生産者、その協同組合が支払う保険料金、
- 2) 国家予算及び政府が決定するその地の資金、
- 3) 保険会社の総取扱高に對し中央が決定するパーセンテージ、
- 4) 農村保険に關する法律及び規則に違反した保険会社が支払う罰金、
- 5) 1966年11月21日付、テクレットオフ20号17条に定むる資金、

24. 本法に定める開港のための融資は、これと管轄する連邦、州及び郡の責任下にかゝる。

## XIX 灌漑 及び 排水

25. 灌漑 及び 排水に關する政策は、憲法にもとづいて全国にわたって実施される。中でも灌漑に適性を有する地域、農地改革地帯及び公共の灌漑プロジェクト地帯を優先する。

26. 政府は、次の事項を行はう。

- 1) 国家農業政策審議会の見解にもとづき国内の灌漑、排水計画を設立する。
  - 2) 国家灌漑計画を統轄し実施する。
  - 3) 灌漑に向けられる水資源の合理的利用を目的とした基準を設定する。又、国家農業政策審議会の見解にもとづき、変邦、州、都の機関の統合を図る。
  - 4) 灌漑用水の合理的利用を促すため、河川流域盆地の恒常的に水のある河川又は、灌漑の可能な盆地の利用を図るためインフラ及びその他の工事実施のための調査を後助する。
  - 5) 国家農業政策審議会の見解にもとづき灌漑農業の特性に応じた保証条項を定める融資条件及び税務恩恵のラインを設定する。
87. 国家農業政策審議会は、基本条令で定められた融資基金の運用及び配分の規程を設定する。

## XX 農村住宅

88. 農村住宅政策を設定する。政府は、農村住宅の建設及び(又は)改修のための資金を準備する。
- 1) 農村貯蓄基金の一部は、農業住宅融資に向けられる。
  - 2) 農村住宅融資の受益者は、国家農業政策審議会が設定する基準にもとづく農業生産者及び農村労働者とする。
89. 国家農村住宅政策は、農業政策審議会によって決定される。
90. 農村住宅の構築に自己資金を使用した農村企業及び生産者に税務上の恩恵を与える。
91. 政府は、農村住宅の構築に関し、農業生産者及び金融機関に技術後助を提供する。
92. 小中規模農業者及びその協同組合、及び農地改革によって入植した生産者に対しては、住宅建築融資が優先される。
93. 政府は、農村労働者の人口密度の高い農村地帯に対し住宅建築プログラムを設定



定する。

## XXI 農村電化

94. 政府は、生産者、協同組合、その他の団体の参加を得て農村エネルギー政策を設定する。

1) 農村エネルギー政策には、発電源の如何を問わぬ農村電化、エネルギー源としての再植林、及び農産物の残滓及びバイオマスによる燃料の生産が含まれる。

2) 農村エネルギー又は、アグロ・エネルギーとは、農業生産及び生産性の向上、農業生産者や農村労働者の社会福祉に利用し得るエネルギー資源の生産及び利用をいう。

95. 政府は、次の事項に優先度を与える。

1) 公共機関機関の融資を通じた農村及び協同組合の電化活動。

2) 農業協同組合、その他生産者団体の電化を目的とする農産物残滓を利用した小型の水力及び火力発電所の建設。

3) 環境に関する法令に従い、各農場におけるエネルギー源としての森林バイオエタノール。

96. 電力会社は、上記小型発電所で駆動する労働力の技術指導を行わなければならない。

## XXII 農業の機械化

97. 政府は、農業機械化のための一連の措置を講じ、人的、物的及び資金と合して次の目的を達成する。

1) 国内の農業機械工業分野の成長を図る。

2) 直接又は、組合や団体を通じて生産者に対し農業機械化のサービスを行おうとする公営又は、民間の企業を育成する。

3) 大学や各調査機関における農業機械化分野の調査研究及び、機械化の指導訓練を強化する。

4) 農業機械開発のための研究試験センターを完成する。

5) 機械化分野におけるコンサルティング会社を保護する。

6) 土壌の保全と環境の保護を促進する機械化の方法を広報し奨励する。

98. 本法発布後、90日以内政府は国会に対し次の事項を提出し報告しなければならない。作物  
 及び家畜の病虫害予防薬、農業用石灰、肥料、根粒菌、種子、種苗、畜産物及び農産物を  
 原料とする食糧の生産、取扱い、利用状況、二酸化炭素及び水の利用状況、及び貯蔵倉庫活動  
 を規制した法律の改訂案。
99. 政府は、国道沿いの逆邦管下の土地を最高25年間の期限として、再植林を目的と  
 して有償貸与を行なう権限を持つ。  
 ここに定める貸与は、そのために定められている関係法規、公共物件の使用及び利用にか  
 かわる規則に準じるものとする。
100. 農地の所有者は、法律4771/65及び7803/87に定められた森林保留地を自己の農  
 地内に造成するため、本法発令の翌年より所有面積の30分の1に植林を行ない森林保留  
 地を補充していくことの義務を負う。
- 1) 本条に違反する者は、農業融資を合弁本法によって供与されるいかなる奨励とも  
 受けることは出来ず、更に国家農業政策審議会が設定する罰金を課せられるものとする。
  - 2) 本条に定める再植林は、関係当局が採択する基準に従って行われなければならない。
101. 憲法第5条、XXVI項の規定にもとづき本法第44条によって定義される小農家の所有地  
 を、その生産活動に起因した債務、配偶者あるいは遺産上の名目にかかわらず同業者が  
 引受けの債務、土地所有者である親又は小供が引受けの債務、これらの債務が民  
 法上、商法上、税務上又はその他のいかなる形式のものであれ、債務未払を理由に差押え  
 を行なうことは出来ぬ。
- 1) 同様に又は住宅に用いられている建築物、農業用機械器具、住居に所属する最も差  
 押えることは出来ぬ。
  - 2) 犯罪を目的として得られた場合や、有罪判決にもとづく強制執行の場合を除き、差  
 押え不可能の条件は、変更されない。
102. 政府は、本法実施のために必要とする資金を年度予算及び多年度予算に計上する。  
 又、中央銀行は、国内の金融システムに対し、国家予算に計上されている農業融資基金の  
 支出を決定する。
103. 土地は、国の天然資源として尊重されるべきものである。したがって土壌の侵食問題は

関係当局及び土地の所有者による緊急に対策を講じなければならぬ問題である。

104. 政府は、関係当局を通じ、次の状況にある農地所有者に対し、特別恩典を供与する。

- 1) 自己の農地内にある天然の森林を保護し保全する場合
- 2) すでに伐採した土地に天然植又は、環境に適応する品種の再植林を行なうもの。
- 3) 連邦又は、州当局による環境システム保護の政策のため、自己の所有地内における天然物の利用が制約されている場合。

以上に対するインセンティブとして、次の事項を指している。

- 1) 公共融資、公共保険の取得に優先権を与える。
- 2) インフラストラクチャープログラムとくに電化、灌漑、貯蔵、径流の調整に対する恩典供与。
- 3) 当局による技術指導サービスを提供。
- 4) 天然森林の再生を目的として、種子生産の分譲。
- 5) 環境保全を図るプロセスの開始にかつての教育。

105. 法律第4771/65及びその改訂法第7803/89により、永久に保存される国有林に指定され

た土地に対する租税、農地税の支払免除。

106. 本法案の目的を農務農地改革省は、次の分野を管轄する組織を設置する。

- 1) 農業部内に関連する国際機関との接点
- 2) 農業政策フォーラム及び農年別計画の作成。
- 3) 農政産品市場にかかわる年次報告書の作成及び国内、国外市場の見直し。
- 4) 農政調査及び普及事業
- 5) 灌漑及び土壌の保全
- 6) 植物及び家畜の病虫害防除、実験の奨励
- 7) 気象に関する研究調査、気象予測
- 8) 政府スタッフの管理
- 9) 融資、農業保険、最低価格保証及び租税など農業政策適用のための後援。
- 10) 農産物の生産販売に対する援助プログラムの管理
- 11) 農地改革の実施
- 12) 協同組合、生産者団体組織に対する援助。

- 101. 天然資源及び基礎資材に関する業務
- 102. 農牧産品の貯蔵
- 103. 農務農地改革省は、農牧活動、アグロインダストリー、漁業及び森林活動の発展を目的として、各州政府、郡、公衆及び民間機関、大学、民間その他の団体と協定を締結するに専ら従事する。
- 104. 本法は、公布の日より効力を生ずる。
- 105. 本法の内容に反する限行法規を廃止する。

下院議会、第4086/89法案検討のための特別委員会

1990年12月6日

## 5. 開発プログラム

### 5.1 概要

コロンビア政府の地域開発プログラムについては大統領府直属の地域開発庁において原案の作成が完了しているが、同開発庁の発足後、日米両国は原案全体の公表段階にいたってからず、これまでに一般に発表されているのは、ブラジル中央高原の開発と農産物輸送を目的としたプログラム設置に関する提案と、91年上半期中にゴイアニア市で開催が予定されている中西部地方の開発に関する会議に提出される中西部地方開発プログラムに止まる。北部、東北部、南部南東地方も91年下半期には、それぞれの開発計画発表の段階に入るとと思われる。

ブラジル中央高原の開発とこれに伴う農産物輸送プログラムは、90年末、経済省と農務省の合同提案として大統領に提出されたもので、未だ構想の段階にすぎず、具体的な方法論にはなっていない。ブラジル中央高原とマラニオン、バイア州の一部に広がるセラード地帯の開発に伴って新たに生産される農産物を鉄道輸送によって輸出港に搬出し、鉄鉱石との積合せによる低コストの大量輸送を図ろうとする計画であり、すでに古くからの課題となってきたテーマであるが、これに対する資金手当等の内容にはなっていない。

中西部地方の開発プログラムは、地域内の問題点を明らかにし、その是正と地域開発を具体的に示したもので、同地方内の類型地域を10地域に分類してそれぞれの開発方向を示している。特に現在深刻にも問題を投げかけている人権擁護（インディオ対策）と環境問題には、大きな注意が払われており、環境保全と経済開発を同時に進めようとする計画内容である。

中西部地方は、国内の農業前線として近年来急速な開発がすすんだ地域である。これは国内の他の地域とくに南部地方の資本と、東北地方の労働力移動によって達成されたものであり、急速な開発の裏には、無統制に面積の拡大のみを求めた点があり、その結果は、経済面、社会面かつ環境の面にいたるまで大きな影響を与えてきた。政府としては、その開発形態を正常に戻し、農業構造の近代化を図って長年に安定する農牧林業を定着させるのを最終目標としている。

開発計画の内容としては、1) 中西部地方開発の歴史、2) 地域開発計画の経緯、3) 現状、4) 地域概要、5) 地域開発の基本線、6) 地域別開発と開発のための戦略、7) 開発プログラム、8) 主要目標となっているが、この中、7)の開発プログラム、8)の主要目標は、農牧林業に関連するものを扱った概要は、次の通りである。

## 5.2 フラニル省農産物開発プログラム

農務省、経済省及び運輸省が共同でコッソル大統領に提案した農業開発プログラムとしてフラニル中央高原地帯の開発とこれにもとづく国内食糧供給及び余剰品の輸出拡大を図る計画がある。

このプログラムは、ミナスジエライス、ゴヤス、トカンティス、ピオライ州を含むフラニル中央高原地帯とペラー州、ハイア州及びマラニオン州の一部を対象とするもので、これらの地域に残されている農耕可耕地帯を開発して新しい農業生産地帯を造成し、その目標として国内食糧の供給を阻み余剰品の海外輸出により、今世紀末にかけて予想される世界の食糧危機に備え、世界でも数少ない供給源となることを最終目標とするものである。

従来よりフラニル農産物の国際競争力を落して来た輸送コストの問題については、国内における鉄道輸送、海外輸送における大型船舶の利用によるコストダウンを図ることをその解決策としている。

この構想は、80年代の始めに農業界の大口の話題となっていたアジアポット構想を再現したもので特に目新しい計画ではないが、政府の経済開発省が正式な開発プログラムとして大統領に提案したのは初めてのことであり、現在の事情からみてその実現の可能性は別として注目される動きである。

プログラムの具体的内容については未だ明らかとされていないが、上記の省より大統領に提出されたプログラム提案の理由と方法論は次の通りである。

国内市場の安定と国外市場の獲得を求めて行はれる各種の政府計画の中において、新しい生産地帯と新しい労働市場を形成する極めて発展的性格をもつ計画として国内中央部を舞台とする農業開発計画がある。

ミナスジエライス州、ゴヤス州、トカンティス州、ピオライ州とマラニオン及びハイア州の一部を含む地域的重要性は、地域全般が農牧林業の開発に通じていることにあり、中でも極めて競争力を持ったコストによる穀類生産が可能とし更に既存又は造成中の輸送、貯蔵、通信及びエネルギーのインフラを有している点にある。

この地域の開発ポテンシャルとは、地域内の産物をエスピリトサント及びマラニオン州の港を利用し、これに通じるバーレド・サント・セチ(CVRD、国営鉱山会社)の管轄にある鉄道において

搬出することを可能とすることにある。この鉄道は更に旧鉄網や新設の南北鉄道と連結され  
て、その結果として新しい農業前線地帯を消費市場に直結させる上で基本的な問題とな  
る輸送コストの軽減を可能とする。

一方この地方に適した作物は、その大半が鉄道輸送型の重量物であり、又、地域内開発に  
応じて必要となる生産資材の輸送需要が返り荷となり鉄道経営の経済性を維持させるこ  
とになる。

鉄道輸送は、既存の鉄道システムを利用してエスピリト・サント及びマラニオン州の港まで  
搬出することが可能である。更に少額の追加投資により輸送能力を更に拡大出来ること、輸  
送量が多いためCVRDの鉄道料金が低いことがこの鉄道網を利用する各プロジェクトに経  
済的可能性を与えることになる。

農業生産面についてみるとこの地域は大豆、とうもろこし、米を中心とする各種の作物に適し、す  
べてに開拓されている農業プロジェクトにみられるように機械化農業を可能としている。地域内の生産  
ポテンシャルは、30百万トンに及び、この量は、地域内の需要を満たすだけでなく輸送余力を生じ  
るものである。

又、この地域は、林業活動に特に適しているとも強調される。面積が広大にあるため大  
規模な植林を行っても農牧活動を制約することなく、植林による原料を利用して紙及びセルロー  
ス工場を設置することも可能である。このような植林計画は、又、これまでに環境システムを破壊  
してきた路奪方式を根本的に変えるものとなる。林業と並ぶ重要な事項として地下資源の開発  
もある。

農業生産、紙及びセルロースの生産及び地下資源の開発がもたらす経済的、社会的効  
果は、広域かつ各方面に及び、中でも地域内所得の増加と均等な配分、外貨の獲得及び労働市  
場の形成が特に重要である。

輸出に関しては、大豆とその副産物及びとうもろこしをとりわけ、世界人口の自然増加、食糧品購入に例げら  
れる所得の増加、東欧諸国の経済拡大等により今後10年間に大豆粕の世界需要は、50%の増加  
が予想される。この新しい世界需要に依るためには、50百万トンの大豆の増産が必要となる。

手許の資料によると世界最大の生産国かつ輸出国である米国は、国内に新しく拡大出来る農  
地がすでに限界にきていること及びとうもろこしの競争からこの世界需要に依り得る態勢にない。

米国とブラジルに次ぐ世界第3位の生産国かつ輸出国であるアルゼンチンは同一の生産地帯(セントパウルを中心とする地帯)に数多くの作物が生産されているため大豆以外の面積を拡大する余地はない。

又世界第4位の位置にある中国は良好な条件下にある面積に制約があるほか、国内需要が大きいので将来の世界需要に充て得る供給源としての候補者ではない。

このように世界の生産構図の中で米国に次ぐ生産国であり大豆産では世界最大の輸出国を行っているブラジルは、年産200万トンの大豆を生産し、その中450万トンと海外に輸出する他、副産物の大豆粕では100万トン、大豆油100万トンの輸出規模を有している。その主要生産地帯である南部地方には、新しく生産能力に組み入れ得る経済性を欠く土地は僅少であるが、本件テーマとする中央高原地方には、約150万ヘクタール、ハイチ州とマラニョン州の一部に450万ヘクタールの類似した条件下の土地があり、国内生産を更に300万トン増加し得るポテンシャルを有している。

この地方よりの生産物の搬出は、既存または建設中の輸送インフラに若干の政府資金を追加することによって行なうことが出来る。又民間部門によって整備されている地域内の資源開発にかかわる各種のプロジェクトは、これらの輸送部門に対する公共投資の還元を可能とするものであるほか、株主外国資金の獲得をも期待させるものがある。

各省間にまたがる総合計画の中でそれぞれが活動が多様になるため、本明石プランについてもすべからず部門を統合し、投資面における無駄を避け、限られた資金を有効に利用するために作成されるマスタープランの必要性が生じる。同マスタープランの作成には、農務省のほか、政府の鉄道エンジニアリングを担当するVALEC社、鉄道経営、港湾経営、海上輸送を担当するCVRD(パレト・ボト-セ社)の参加を必要とする。

パレト・ボト-セ社(CVRD)は、ミナス・ジライス及びエスピリト・サント州内にピトリャーミナス鉄道(EPFM)、パラ州とマラニョン州内にカラシナス鉄道(EFC)の二つの鉄道システムを建設し運営しているほか、エスピリト・サント州ピリトア市郊外のツハロン港及びマラニョン州サン・ルイス市のボング・デ・マテラ港の二つの港も管理している。これらの鉄道及び港は既存の連邦鉄道網や新設の南北鉄道に連絡されており国内の主要都市に通じている。このほかパレト社は、国際海船会社DOCENAVE社を運営しているが同社が輸送する鉄鉱石の輸出先市場が穀類の需要先市場と合致するところから鉄鉱石と穀類の組合せによる大型船輸送を可能として



が、これにより海上輸送コストを大に軽減することになる。

以上のほか、中型の輸出港として PORTOCEL が経営しているバーラト・リアンヨ (BARRA DO RIACHO) 港を加之することになる。この港はヒトリア市北方 70km 地帯のアラカス郡にあり、ヒトリア-ミナス鉄道に連絡されている。現在施設の拡張工事が行はれており、この港終点は PANAMAX 型船舶の着岸を可能とするほか野蔵施設も何条件にある。CVRD 社では 1982 年以降、この地帯における森林調査も行ってきたが、その結果として林業関係のプロジェクト設置が経済的、技術的に可能なることも明らかとしている。

以上の状況より、農務省の参加のもとに バーラト・リオネ社が、この地域における生産、貯蔵、輸送、港務、海上輸送、エネルギー、通信、販売 及び 資金に関するマスター・プランを統轄する機関となることと適当と考えられる。又、プロジェクト設置のみの戦略については、CVRD 社を主体とし、基幹事業省 及び 経済省の参加も必要となる。

上に提案するマスター・プラン作成の段階において農務省は、CVRD 及び VALEC 社と共に 経済的に可能性があり、陸上輸送 及び 港務、海上輸送の貨物となる農産物を生産するプロジェクトの導入を担当する。

又、農務省、経済省、基幹事業省は、CVRD 社と共に本プログラムに参加を希望する企業の建設に関し、CVRD 社と VALEC 社は、これら 内国資本 及び 外国資本の参加企業に 3:1 の資本参加を行おう形態とする。

ここに提案する中央高圧地帯を中心とする生産とその販売を含むマスター・プランが国内の経済部門が直面する課題解決に役立つものとする。

5.3 中西部地方に対する開発プログラム (開発プログラム及び環境目標の部分的検討)

A. 新しい農業地帯及び天然資源利用の合理化について

- 1). 今後の世代がよりよい生活条件を維持出来るよう、地域内に於ける生産面、環境面、資産の保存する。
- 2). 地域内の開発方向を指導する一つの手段として経済上、環境保全上の地域区分を行おう。
- 3). 環境に関する法規が有効に用いられるよう地域別規制を設定する。

以上を目的として次のプログラムを実施する。

A-1 土地の開発及び天然資源利用の合理化プログラム

- 目的:
- 1) 天然資源の完全かつ合理化利用を図る。
  - 2) 新しい基準を指導することにより従来の略奪的資源利用の方法を改める。
  - 3) 生産プロセスを経済的に可能とする科学上、技術上のモデルを設定する。
  - 4) 環境保全を目的として新しい保存地域を設定する。
  - 5) 天然資源の保存と利用に対し、地域社会のインセンティブによる活動を促進する。

- 目標:
- 1) 小河川流域 800万ヘクタールの保存と回復を図る。
  - 2) 地域区分の際に明らかとなる環境保存地域を優先地域とし 50ヶ所の暫時的調査を実施する。
  - 3) 試験プロジェクト 30件を実施し調査結果を普及する。
  - 4) 人員の訓練: 農牧林業に従事する責任者 90名を養成する。

A-2 経済上、環境上の地域区分プログラム

- 目的:
- 1) 経済活動と環境保護の立場から地域区分を行って、各地域間の格差を縮小し、地域内の統制を図る。
  - 2) 生産に対する保護及び環境保全に対する政府の方針決定を補助する。

- 目標:
- 1) コヤス州、マントフロンツ・スル州及びマントクローン州 総面積 1,586,641 Km<sup>2</sup> の 25万分の1の地域により、経済活動地域、環境保全地域を明らかにする。

B. 地域経済の確立について

地域経済の確立を図ることを目的として次の20のプログラムを実施する。

B-1 農牧活動の多様化及び近代化プログラム

目的： 本プログラムは、次の目的を以て実施する。

- 1) 地域内における食糧の需給バランスにおける供給不足の状態を改善し、国内市場及び輸出向け農産物の生産を行う。
- 2) 農業生産と地元における工業加工の統合を図る。
- 3) とくに食糧の生産分野において地域農業と競争力ある企業農業に変わらざる。
- 4) 農地拡大の面からみて地域内生産の方向を改めて設定し、地域に適合した生産システムを設定する。
- 5) すでに生産態勢が確立された地域又はインフラを備えた農業前線地域(植民地域)での農業活動を活性化し新しい生産システムによる生産性の向上とそれに伴う生産の増大を図る。
- 6) 先のプログラムで設定される経済環境上の地域区分にもとづき天然資源の保存と合理的利用を保障し、地域のポテンシャルを生かした生産活動を促進する。
- 7) 中小農業生産者を保護し、その生活条件の向上、所得の増加を図り、農村からの流出を防止する。
- 8) 社会的、経済的に可能性をもちかつ安定した農家を造成し維持するため、農業面、土地利用面での政策を指導する。

以上の目的にもとづき具体的目標を次の通り設定する。

- 目標：
- 1) 1995年に95,400,000トンと推定されている穀類の国内需要及び輸出需要に匹敵するたゞ地域内の生産目標を同年ですらに26,000,000トン、2000年ですらに45,000,000トンとする。
  - 2) 年間の農地拡張面積を400,000ヘクタールに抑え1995年における総面積を9,000,000ヘクタールとする。2000年ですらには、年間の面積増加を200,000ヘクタールに縮小、同年の総面積を10,000,000ヘクタールとする。
  - 3) これらの農地の中、永年性作物の植付面積を1995年において1,000,000ヘクタール、2000年において2,000,000ヘクタールとする。
  - 4) 次の生産性に達することを目標とする。

作物名	1995年	2000年
とうもろこし	4,000 kg/ha	7,000 kg/ha
アレイシオン	800 "	1,200 "
ソルガム	4,000 "	7,000 "
大豆	2,500 "	2,800 "
小麦	1,500 "	2,000 "
雑穀	2,000 "	3,000 "
マニニョカ	25,000 "	30,000 "

- カ) 野菜果樹の供給改良として3ヶ所の生産団地を設定する。
- ク) 1995年に都市の需要に応じため500,000トンの野菜類を生産する。
- コ) 1995年までに小農家100,000家族、中農家80,000家族に対する農業融資及び技術指導を提供する。

#### B-2 灌漑農業の振興

- 目的:
- イ) 地域内の灌漑面積を増加すると共に既存の灌漑地域を改良する。
  - ロ) 米の生産を安定させ、より集約的かつより規則的な生産を可能とする。
  - ハ) 灌漑に適する低地の利用を図る。
  - ニ) 食糧及び飼料用の需要に応じ得るよう灌漑によるとうもろこし生産を高める。
  - ホ) 野菜類の生産を拡大する。
  - ヘ) 乾期における灌漑を用いた栽培により一部の産地(アレイシオン種子及び野菜類)の生産を安定させ、前期栽培における病害の問題を避ける。
  - ヘ) アグロインダストリーへの継続した原料供給を可能とする。
  - ト) 一部の地域に発生するペラニツ(前期中の長期乾燥)による生産の減少を避ける。
  - チ) セクト地域における灌漑農業を拡張し、年間2作の生産を行う。

- 目標:
- イ) 公共民間の灌漑工地643万ハクタールを追加することにより1995年までに105万ハクタールの灌漑地帯を建設する。
  - ロ) 100,000家族の中小農業者に対し、灌漑導入のための融資及び技術指導を実施する。
  - ハ) 生産者及び農村労働者及び技術者計5,000人を養成する。
  - ニ) 小ダム1万ヶ所、又は他の形態による貯水システムを作る。

- ② 石灰の投入に約 400 万ヘクタールの緩急矯正を行なう。

### B-3 牧畜開発プログラム

- 目的
- ① 新しい土地とくにアマゾン地帯への面積拡大を制約し、集約的牧畜を推奨する。
  - ② 主に中小牧場を中心として畜産活動の多様化を促進する。
  - ③ 天然資源の有効利用と生産システムが多様化を求むる。
  - ④ 地元の雇用や所得の発生に対する牧畜部門の比率を高める。

- 目標
- ① 地域内における牛の飼育頭数を 74 万頭に引上げる。
  - ② 1995 年までに地域内の牛肉生産量を 7 百万トンに到達させる。
  - ③ 1995 年までに牛乳生産量を 13.440 百万リットルとする。
  - ④ 1995 年までに次の牧畜指数を目標とする。
    - 1ヘクタール当り飼育頭数 1頭。
    - 屠殺年齢は、2.5年とし、平均重量 250kg を維持せしめる。
    - 1年間1ヘクタール当りの牛肉生産性は、100kg とする。
    - 現有牧草の 70% を改良する。
    - 1年間乳牛1頭あたり乳の生産量を 960リットルとする。
    - 授乳期間は、240日

- ⑤ 小農家 106,200 戸、及び中農家 67,000 戸に対し農業融資及び技術指導等を提供する。

- ⑥ 1千万ヘクタールの牧場を改良する。

### B-4 貯蔵施設の改良

- 目的
- ① 地域内における貯蔵能力の不足を解消する。
  - ② 貯蔵した生産物の品質低下や損失を軽減する。
  - ③ 地域内の農業生産に応じた貯蔵施設の拡大を図る。

- 目標
- ① 地域内の貯蔵施設能力を 200 万トンに拡大する。

### B-5 森林資源の有効利用

- 目的:
- イ 森林の伐採や製材活動を組織化し安定させる。
  - ロ セラート地帯植生の価値を高める。
  - ハ 林業産業及び天然物の合理的利用を促し、経済環境地区区分で明らかとされた保存地帯の伐採を制約する。
  - ニ 森林資源の利用分野も雇用の創出と所得の向上に寄与させる。

- 目標:
- 1) 年間 3,000,000 ㎡ の木材を生産する。
  - 2) 年間 1,500,000 ㎡ の木炭を製造する。

#### B-6 農村における協同体組織拡大プログラム

- 目的:
- 1) 農村部内及び小農業生産者の利益擁護の機関として、アグロビジネスリーとの統合を容易とし販路面における立場を強化するため生産者相互のイニシアチブによる協同体組織の結成を援助する。
  - 2) 協同体が農林活動のベースとなるよう協同体に対し各種の便宜を与える。
  - 3) 生産者協会と協同組合の統合を図り、技術の普及機関とする。

- 目標:
- 1) 63 の農業協同組合と 150 の中小農業者団体に対し、技術指導、機械器具の購入にかかわる融資の提供を通じてこれらを援助する。

#### B-7 地域農業機構の近代化

- 目的:
- 1) 現在の農業機構を変更し、中西部地方において開発され得る生産システム合理化への努力を奨励し、国家農林開発計画の一部となる農地改革プランを通じ、経済的に可能性をもち安定した生産機構を育成する。
  - 2) 土地問題の紛争地帯においてみられる緊張した空気を解消する。
  - 3) 農地改革を段階的に実施する。その目的とするところは、第一に農業機構の近代化、すなわち、地域向のより多くの経済効果を生じ、長期的に各農家の経済安定を図る方向に傾けること、第二にこれら農地改革の効果が、中長期の中に定着し拡大し得る方向を定めることにある。

#### B-8 鉱業の統合と拡大

目的： ① 土地内における鉱業資源に関する知識を深め其のポテンシャルを明らかにする。

② 地域内鉱物資源の合理的な開発を促進する。

#### B-9 地域内のアグロインダストリーの振興及び強化プログラム

目的： ① 地域内における付加価値の生産が不十分である問題、製品の多様化が十分でない問題、いまだに外部に大半に依存している問題等の解決を図る。

② 地域内におけるアグロインダストリー活動のもたらす社会的、経済的効果を広く普及し、地域内で生産される一次産品とよりよい統合を図る。

#### B-10 地域内工業開発後援プログラム

目的： ① 工業部門の地域経済への統合を図る。

② 資本財工業を通じ農牧生産プロセスを後助する。

③ 農牧部門に関連する機械やサービスの生産部門が外地に輸出するよう便宜を与える。

#### B-12 ① 工業プロジェクト促進プログラム

目的： 多年度計画における政府方針を決定するより地域内で計画されている各工業プロジェクトの問題を明らかにする。

目標： 1971年末までに次の工業プロジェクトに関する詳細な内容報告を行なう

- ・ 製鉄 (コロンバ ~ ガダリオ地区)
- ・ 鉱業-化学-金属 (カカソ ~ オービドール地区)
- ・ 非金属 (ミナス ニケランゼス ~ パーロ・アルト カバレカンテ地区)

### B-12 工業地区インフラの援助プログラム

アラブインダストリーを主体とする地域内10ヶ所の工業地区におけるインフラ設置プロジェクトを援助し、1995年までに道路システム、基礎衛生システムの80%以上完成することを目標とする。

### B-13 輸送システム整備プログラム

#### (道路輸送)

- 目的:
- 1) 中部地方の全体にわたっていままで整備されていなかった基礎的な道路システムを優先的に向の舗装により補充し、地域内の道路事情を均等して向上させることにより東地方への供給整備と並びに地域間、地域内の統合を図る。
  - 2) 地域内の統合開発計画に含まれる支線道路システムの建設プログラムを通じて二次道路網を整備する。生産面、人口の面でもっとも集中度の大きい地方の道路建設を優先する。
  - 3) 企画、技術上の調査、維持管理等、道路輸送に関連するサービス機構を再構成する。
  - 4) 地の輸送形態との統合により、道路輸送される重量貨物の鉄道や船舶輸送へ代替を図る。

#### (水路輸送)

- 目的:
- 1) 利用出来る大型河川を利用して重量物の河川輸送を奨励し、地の輸送形態との統合を図る。
  - 2) 水路輸送の利用を援助する。
  - 3) 現在その利用に制約があるから大きなポテンシャルを有する河川(アラブアイートカンチス川、アラボレ川等)を中長期間に利用出来る研究を続ける。

#### (鉄道輸送)

- 目的:
- 1) 地域内鉄道網のインフラ、その地運行上の問題点を改善する
  - 2) 地域内における鉄道網拡張の比技術面、社会面、経済面の可能性を調査する。

- 目標:
- 1) 支線道路 4,658 Km の建設
  - 2) 既存道路 3,851 Km の舗装



- ハ 東西鉄道 500kmの建設
- ニ 南北鉄道 260kmの建設
- ホ 水路 1,030kmの整備
- ヘ 河川の港 57-ミルの建設

B-14 エネルギーに関するプログラム

- 目的:
- ハ 地域内の工業活動に必要なエネルギーの供給能力を整える。
  - ニ 広範囲の地域における農村電化プログラムを推進する。
  - ホ 中西部地方のすべての地域の需要に応じる。

- 目標:
- ハ 各2,000MWの能力を持つ水力発電所5ヶ所を建設する。
  - ニ 11,828kmの配電網の建設とそれが必要とする変電所の設置
  - ホ 農村電化のための60,000kmの送電線の配置。

< 参考資料 >

INFORMAÇÃO ECONOMICA	非中心の経済発展と経済研究所
RESUMO DO PLANO DIRETOR DIRETRIZES DA AÇÃO GOVERNAMENTAL P/O NORDESTE	報告書 大政綱領 北東部の地方
PLANO DO DESENVOLVIMENTO DA REGIÃO CENTRO OESTE	同上
PORTARIA INTERMINISTERIAL Nº 477	経済部 及び 農林省
GRUPEIA MERCANTIL	カセタ・ユルカ・アムノ
FOLHA DE SÃO PAULO	ア・ヤ・ア・サ・ノ・ノ

1971年 3月

報告書作成

TNK CONSULTORIA ECONOMICA CIA

SÃO PAULO, BRASIL

